金曜日

Ħ

次

◇告示

小売販売業者甲の臨時業者登録

土地改良区定款変更認可ブルセラ病及び結核病検査の実施

規

則

が上う。 みつばちについての腐蛆病予防に関する規則をここに公みつばちについての腐蛆病予防に関する規則をここに公

布する。

昭和三十年七月二十九日

鳥取県知事

遠

茂

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県規則第四十二号

に基き、 規定の一部を準用する政令(昭和三十年政令第六十号) びみつばちについての腐蛆病につき家畜伝染病予防法の 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) みつばちについての腐蛆病予防に関する規則そ との規則を定める。

第一条 $^{\circ}$ 及び船車に積載のまま通過するものはこの ついて検査をうけた旨を記載した書面を携帯するもの、 付けられており、その所有者又は管理者が当該蜂群 検査済であることを証明する標識が各巢箱ごとにはり の移入を禁止する。但し、蜂群を移出する都道府県の 死体又は腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品 知事が指定する県外の区域からみつばち、その 限 り で な K

第二条 の死体、 物品の、その区域外との出入、又はその区域内での移 動を禁止する。 知事が指定する区域においては、みつばち、 又は腐蛆病の病源体をひろげるおそれがある 但し船車に積載のまま通過するもの及

Ø

昭和30年7月29日 金曜日鳥取県公報 第2637号 第三条 臨時業者登録をした。 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第十九条第一項の規定に基き、 鳥取県告示第三百六十四号 $\mathbf{2}$ 鳥取県第二二二号 登 を失う。 でない。 び家畜防疫員の指示により との規則は、 との規則は、 錄 前二条の区域の指定は告示をもつてする。 番 号 公布の日から施行する 昭和三十年十月三十一日限りその効力 大根配合肥料一 肥 料 移動するものは、 Ø 名 称 号 との限 含有す モニア窒素 b る主成 へ分パの 規定により次の肥料を登録した。 肥料取締法 鳥取県告示第三百六十三号 一最 昭和三十年七月二十九日 一二二三四五五 セ小 70400t 告 (昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の 鳥取県知事 三〇二 分寺 住 生 次のとおり小売販売業者甲 示 遠 産 (**数**中 政組合長理事 氏 藤 業 耆 茂 雄 名 Ø

臨時業者登録をした。

昭和三十年七月二十九日

西第一四一号 登錄番号

奥日野米穀小売企業組合福栄販売所

日野郡福栄村福塚

営業所所

在 地

氏

名

叉

は

名

西第一五九号

昭三〇、

弋

Ŧī.

福栄農業協同組合

日野郡福栄村福塚

福栄村

昭三〇、

弋

Ŧī.

営業所所在地

事

廃業した業者

錄番号

登

年

月

日

氏名又は名称

登録した業者

昭和30年7月29日 公 金曜日 鳥 取果

三日

六日

三日

二五日

気高町

三日

二六日

鹿野町

八月五日

五 四 别 注 八月二日 実 検査、 表 射 施

月

定 実

施

区

域

気高郡青谷町

実

所

施 場

日置谷

検査場 気高町山宮

検査場 鹿野町勝谷

二四日

二七日

"

気高町

5

土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条

鳥取県告示第三百六十七号

結核病検査―ツベルクリ

実施の期日 注射の別及びその方法 別表のとおり

ブルセラ病検査―ブルセラ急速凝集反応

ン皮内注射反応

ついて、 昭和三十年七月二十九日 昭和三十年七月二十五日認可した。 第二項の規定により、

佐野井手土地改良区の定款変更に

鳥取果知事

遠 藤

茂

実施の目的 実施の区域 別表のとおり セラ病及び結核病予防のため

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

分娩後十日以内のものを除く

を命ずる。

昭和三十年七月二十九日

鳥取県知事

遠

茂

条の規定により、

牛の所有者に対して検査をうけること

畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六 次のようにブルセラ病及び結核病検査を実施するから家

Ξ

鳥取県告示第三百六十六号

ブル

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼 育して

している牛、但し生後六箇月、 いる雌牛及びこれ等の牛と同一施設内で飼育 分娩前一箇月、

業区 域

茂

業務開始年月日

遠

藤

鳥

取

県

知

事